

平成二十五年六月十日発行
皇學館論叢第四十六卷第三号
抜刷

研究ノート

伊賀仁木家の系統と系図での位置付け

今岡健治

伊賀仁木家の系統と系図での位置付け

今岡健治

□ 要 旨

仁木氏は足利義清の孫である実国が三河国額田郡仁木郷（現愛知県岡崎市仁木町）に移住し、「仁木太郎」と称したことから始まる。鎌倉期には目立った動きが確認されていないが、南北朝期には一貫して足利尊氏に従い、その頭角を現した。室町期においては、豊嶋・丹波・伊勢・伊賀の四家に分立している。このうち、豊嶋・丹波・伊勢の三家は『尊卑分脈』で系統・系図が判明している。しかし、伊賀仁木家に関しては記載が無く、他三家と違い系統・系図が判然としない。

この伊賀仁木家の系統は、稲本紀昭氏が丹波仁木系の仁木頼夏もしくは義尹であると推定されている。しかし、筆

者は丹波仁木家の系統ではなく、むしろ伊勢仁木家の系統であると考えている。本稿は伊賀仁木家の系統に関して考察し、系図での新たな位置付けを提示するものである。

□ キーワード

仁木氏 伊賀国 土橋 仁木政長 仁木義員

はじめに

本稿は、四家に分かれた仁木氏の中で伊賀仁木家の系統に関して述べる。仁木氏は南北朝期から室町期にかけて豊嶋・丹波・伊勢・伊賀の四家に分かれる。このうち豊嶋仁木・丹波仁

木・伊勢仁木の三家に関しては『尊卑分脈』に記載があり、その租や系統を確定することができる。しかし、伊賀仁木家に関しては『尊卑分脈』以下の諸系図において記載がなく、その存在が見受けられない。『後法興院記』応仁二年（一四六八）九月三日条に「伊賀仁木四郎来、余令_レ対面_二、令_レ持_三来馬・太刀_一。」と見られるように、伊賀仁木家そのものが存在していることは間違いない。しかし、同史料や『後法成寺閔白記』・『実隆公記』・『言継卿記』等に見られる伊賀仁木家の人物は「伊賀仁木」・「伊賀仁木四郎」・「伊賀仁木左京大夫」・「伊賀仁木刑部大輔」・「仁木七郎」・「仁木民部少輔」等、諱が記されていないことが多く、その特定が困難である。『尊卑分脈』以下の系図に見られず、諱が判明していない人物が多いという事情から、伊賀仁木家が仁木氏のどの系統であるかということとは判然としていない。

伊賀仁木家の中で諱が判明している人物は『実隆公記』延徳三年（一四九一）五月二十三日条に「及_レ晩向_二彼亭_一、数刻雑談、有二_レ盞之興_一、伊賀仁木左京大夫政長在_レ座、及_レ昏帰宅_一。」と見られる仁木政長、『兼右卿記』永祿十一年（一五六八）三月十七日条に「仁木左京大夫_{長政}、以_二使者_一、被_レ申云、近年構_二新城_一、其地鎮祈念之儀可_二頼入_一、可_二罷越_一之旨、申来間発足了、」と見られる仁木長政、『兼右卿記別記』天正八年（一五八〇）

十二月十三日条に「及_レ暮仁木政親類中也、在京之望也、予別_而頼之由被_二申来_一、餅_一折持来、不_レ可_レ有_{疎之由申返也}、」と見られる仁木政親、『三国地誌』に「仁木宅址_{梅友村}」_按、左右大夫義視_{梅友}之に居る、」と見られる仁木義視の四人である。この中で、最も時代が遡れる人物は仁木政長である。この人物の祖を探り、結びつけることで、伊賀仁木家の位置付けが可能となるだろう。

このような伊賀仁木家について、松山宏氏の伊賀国守護仁木氏と守護所に関する研究²⁾、吉井功児氏の伊賀国守護仁木氏の研究³⁾、稲本紀昭氏の伊賀仁木家を中心とした仁木三家の系譜関係の研究等⁴⁾がなされてきている。とりわけ、稲本氏は伊賀仁木政長を丹波仁木系である仁木頼夏・義尹に結び付け、その系統ではないかという推測をなされている。しかし、筆者は伊勢仁木家の系統と考えている。そこで本稿では、稲本氏の頼夏・義尹説にも触れつつ、伊賀仁木家の系統を考察し、系図での新たな位置付けを推定したい。

1、伊賀仁木家は仁木頼夏・義尹の系統か

最初に伊賀仁木家が仁木頼夏・義尹の系統であるという推定が妥当かどうか検討する。稲本氏によれば、伊賀仁木政長は中

務少輔から左京大夫に任官しており、仁木系図中には中務少輔・左京権大夫の官途を有している人物が仁木頼夏しかおらず、頼夏の子息である義尹が左京大夫を有しており、政長と頼夏・義尹間に中務少輔・左京大夫という共通点がある。政長以前に見受けられる中務少輔はその父祖であろうとし、さらに仁木政長以下の伊賀仁木家の人物が諸系図に記載がなく、仁木頼夏の子孫も系譜中に見られないという共通点もあり、伊賀仁木家は頼夏・義尹の系譜に属する可能性が強いと推定されておられる。

右のように仁木頼夏・義尹の子孫が政長なのであろうか。まずは頼夏という人物を検討してみよう。頼夏は南北朝期の人物で、丹波仁木家の祖である仁木左京大夫頼章の子息だが、細川和氏が実父で頼章の猶子である。頼夏の子である義尹は祖父頼章の子となつて、その子孫が丹波仁木家の直系として続いていく。⁶この頼夏が猶子であることと義尹を直系としたことは、頼章の子に男子が生まれず女子のみで、頼夏をその女子と婚姻させたものと推察される。そしてその間に生まれた子である義尹を、祖父頼章が自分の子として跡を継がせたのだらうと推測される。

さて、仁木頼夏の動向である。仁木氏は細川清氏の画策による延文五年（一三六〇）の仁木義長排斥事件で京都から没落する⁷。頼夏は丹波国に落ちたらしく、「愚管記」同年十月三日条によれば、頼夏がたびたびの上洛の催促に応じないので、清氏

の弟頼和が丹波国に進発したと見える。⁸その後の翌康安元年（一二六一）九月二十六日、今度は清氏が京都から没落することとなるが、頼夏はこれに同調していることから、頼夏は清氏に懐柔されたのだらう。

仁木頼章は義長排斥事件前の延文四年に死去している。跡を継ぐ仁木義尹の生年は不明だが、「松尾神社文書」の康安元年十一月十三日付け「仁木義尹遵行状」を発給していることから、頼章の死去前には元服していると思われる。丹波仁木家の跡継ぎとなる義尹が生まれてしまうと、頼夏は仁木氏にとって事実上の用済みであり、浮いた立場になるであらうことは想像に難くない。このことから仁木頼夏は仁木氏の敵方となる実兄細川清氏に身を寄せることにもなるのであろう。そもそも「猶子」であることを考えれば、仁木頼夏の実態は細川家の人物で、仁木氏内では異端であると言つても過言ではなからうか。右のような事情を持つ頼夏の系統が、仁木氏の一方の家として成り立っていくのか疑問を覚える。

次に官途に関して検討しよう。仁木頼夏が中務少輔であり、政長とその父祖であらう人物が中務少輔である。さらには義尹が左京大夫であり、政長が左京大夫である。故に伊賀仁木政長は頼夏・義尹の系統であるとす。これは妥当なのだろうか。官途は世襲されていくということは確かだ、丹波仁木家や伊勢

仁木家の例を『尊卑分脈』や『系図纂要』から挙げると、丹波仁木家では左京大夫を有した義尹の息満尹以降は政広まで「兵部大輔」を代々有しており、伊勢仁木家では越後守を有した満長の息満将以降は高長まで「右馬助」を代々有していることからも、仁木氏内でも官途は世襲されていくのは間違いない。

しかし、ここで考慮すべきなのは「概して各家の官途は、応永期以降になるとそれぞれ一定している」と述べられた二木謙一氏の研究である。¹³⁾氏は細川京兆家を始めた室町幕府の有力守護大名家の官途を貞和・観応頃、応安・永和頃、応永頃、永享・嘉吉頃、長祿・寛正頃、文明頃と時期を分けて扱われた上で、官途は「応永期以降には代々ほぼ継承されて」おり、「家ごとの固定化があらわれている」と結論付けられている。これを丹波仁木家・伊勢仁木家に即して検討してみよう。

丹波仁木家では満尹の代に「兵部大輔」へと固定化がなされている。満尹の生没年は不明であるが、父義尹が康暦二年（一二八〇）五月十七日に死去していることは確認できる。¹⁴⁾この死去は応永元年（一二九四）まで十四年の開きはあるものの、義尹息である満尹が応永期前後の人物であることは、ほぼ間違いない。一方、伊勢仁木家では満将の代に「右馬助」へと固定化がなされている。満将もまたその生没年等は不明であるが、父満長の史料上の下限が『吉田家日次記』応永七年三月三日条

であることから、満将もやはり応永期の人物であろう。このことから仁木氏においても官途の固定化が応永期頃を境にしてなされていくと言える。応永期以前の人物で、まだ官途が固定化されていない頼夏や義尹の「中務少輔」や「左京大夫」が、応永期で官途が固定化された後の人物である政長に、その官途の世襲が適応できるのだろうか。丹波仁木家にしても伊勢仁木家にしても、応永期を境に官途が変化した上で固定化されるのである。政長が頼夏・義尹の系統として、「中務少輔」や「左京大夫」が変化なくそのまま政長に受け継がれるとするのは、難しいのではないか。

また、仁木頼夏や義尹の丹波仁木家の系統から伊賀仁木家が分立する以上は、丹波仁木家が伊賀国において所領等を所持していたり、何らかの所縁があつたりすると思われる。しかしながら、丹波仁木家の祖である仁木頼章以下、頼夏や義尹、またはその子息達の伊賀国における所領等は確認されていない。以上のことから、仁木頼夏や義尹の系統が伊賀仁木家であるという稲本氏の推定に関して、筆者は肯定しきることができない。以上、伊賀仁木政長を頼夏・義尹の系統であると推定された説について検討した。頼夏・義尹系統説のその根拠は弱いものと思われる。次は、伊賀国に所縁がある仁木氏の系統と伊賀仁木政長について述べていく。

2、伊賀国守護仁木義長と伊賀仁木政長

伊賀仁木家が仁木頼夏・義尹の系統でないのであれば、どの系統に属すると推定するのが適当だろうか。伊賀仁木家が「伊賀」と称する以上は伊賀国を本拠としていると考えられる。仁木氏と伊賀国との関連は同国守護職に求められる。『東大寺文書』の暦応三年（一三四〇）四月十八日付け「東大寺衆徒群議事書土代」を見ると、

〔備書伊賀南北庄 悪□事

〕事書（備書）大概土代、「暦応三」

築瀬内保

暦応三年卯月日、東大寺衆徒群議（四月十八日）□□（事）当寺領北伊賀

（中略）前守護仁木太郎入道（義忠）義寛并当国名譽大悪党張本高

畠石衛門太郎入道持法、村木（彦太郎）、須木（朝）、已下輩、無（三）

是非一令押領彼庄々之間、（中略）去年窮冬之初、被（レ）

改（レ）補守護職於他人之条（後略）

仁木義直が暦応二年の冬までは伊賀国守護となっていたことが確認できる。この義直が仁木氏の中での最初の伊賀国守護であると思われる。この仁木義直の父は頼直で、南北朝期に台頭する頼章・義長兄弟の父義勝の兄に当たる。頼直以下は、仁木

伊賀仁木家の系統と系図での位置付け（今岡）

氏の中心となっていく頼章の丹波仁木家・義長の伊勢仁木家等の系統とは異なる豊嶋仁木家である。

右の史料で確認できるように、仁木義直は守護であるものの、悪党と共謀したために守護職の任を解かれている。義直の子孫は氏義・頼久・元頼と続くが、伊賀国守護職となることは確認されていないので、この系統が伊賀仁木家であるとは言えない。仁木義直の後は千葉貞胤・桃井直常を経て、次の『東大寺文書』貞和二年（一三四六）閏九月五日付けの「東大寺宿老等列参事書案」を見ると、

〔備書事書案貞和二・後九・五烈参、

東大寺宿老烈参事書

寺領伊賀国悪党退治事、依（レ）及（レ）数年之大訴、仁木（義忠）典厩

被（レ）補（二）守護職（一）之後、凶党悉失（一）邪威（一）、寺領漸復（二）旧儀（一）之

処、北伊賀悪党等（交名戦別、紙先進進）失（二）寺領抑妨術計（一）之余、去比、

作立（マ）十八箇所僧、雖（レ）及（レ）守護停廢之企、無（二）御許容（一）之条、

寺門一重雖（レ）開（一）愁眉（一）、（後略）

右のように「仁木典厩」義長が伊賀国守護となっている。義長はこれまでの守護と違い、伊賀国の東大寺領を押しつける悪党を抑えていたらしく、どうにもならなくなった悪党たちは義長の守護職を解こうと企てたようだが、そのようにはならず東大寺の愁眉を開くこととなった。観応の擾乱において義長は伊賀

国で兵を集めており、義長にとっても伊賀国は拠って立つ地になつていくのである。途中、伊賀国守護は高師冬・千葉氏胤・細川清氏が就任するものの、文和二年（一三三三）には仁木義長が再び伊賀国守護となつており、延文五年（一三六〇）の仁木義長排斥事件までに至る。幕府を追われた仁木義長は康安元年（一三六一）に南朝に帰順するが、『太平記』に「義長御方ニ参リナハ、伊賀伊勢両国官軍ニ属スルノミナラス」と見られるように、伊勢・伊賀両国は義長の勢力圏とみなされている。義長は再び北朝に帰参しており、次に掲げる『師守記』貞治六年（一三六七）五月二十七日条を見ると、

廿七日、壬寅、天陰、自今晝寅剋以後雨降、終日陰、時々雨下、酉剋已後晴、今日自伊賀青女兄僧堯智房上洛来、予対面、自妙覚寺、関東兵衛督事為訪、守護仁木左京大夫入道使節上洛云々、
足利基氏の死去を訪うため、守護に返り咲いた義長が使者を伊賀国から上洛させており、南北朝期を通して伊賀国と義長の関連性は強固なものがある。

以上のように見ていくと、伊賀国における仁木氏というのは、仁木頼夏の子孫や丹波仁木家の義尹ではなく、伊勢仁木家の祖である義長に求められるべきではないだろうか。しかし、義長以降に伊賀国守護となる仁木氏の人物の諱は特定できない

上に、系図に見られないため義長との関連性は不明である。このことから、義長と伊賀仁木を称している政長を結びつけることはできない。ここで主張している「伊賀仁木家は伊勢仁木家から分立している」という推定の根拠は脆弱なものである。

そこで、次に『系図纂要』清和源氏の「向井」の項を掲げる。



本稿冒頭で、伊賀仁木家は系図中に見られないことを述べたが、右の『系図纂要』が伊賀仁木家の政長の系図と成り得るのだろうか。この系図では、政長の祖父と父の諱が不明であるが、祖父が「仁木右京大夫義長四世」と記されており、父の弟が向井氏の祖となつてることがわかる。祖父が義長四世であることを参考に、政長と代数を同じくする伊勢仁木家と丹波仁木家の人物の諱を確認すると、伊勢仁木家では貞長、丹波仁木家では成長となる。

これを他史料に求めると、「応仁記」・「応仁別記」では、山名宗全方に馳せ参じる伊勢仁木家の「仁木右馬助教将」が見え、細川勝元方に馳せ参じる「細川一門」の人物の中に丹波仁木家の「仁木兵部少輔成長」に次いで「同土橋四郎政永」が見える。

同史料「今出川殿御上洛之事」には諱が記されていないものの、足利義視の下へ参上している「伊賀仁木」が確認できる。後述するが土橋は伊賀国の地名であり、この伊賀仁木は「同土橋四郎政永」と思われる。冒頭で引用した『後法興院記』「応仁二年（一四六八）九月三日条に見える「四郎」の名乗りが一致する「伊賀仁木四郎」がこれであろう。この『後法興院記』の「伊賀仁木四郎」は、後の伊賀仁木家の左京大夫政長であることを稲本氏が既に指摘している。なお、「応仁別記」では「仁木兵部大輔成長」と官途の違いが見受けられるが、他の表記は同じである。さらに『後法成寺閔白記』の永正三年（一五〇六）正月二十三日条に「仁木左京大夫」政長、同史料の翌四年十二月二十九日条に「伊勢仁木」高長が見られる。高長は伊勢仁木家の貞長の子息である。

これらの史料の記述から、『系図纂要』の「仁木右京大夫義長四世」の孫である政長は、「土橋四郎政永」であり、「伊賀仁木四郎」政長であり、仁木左京大夫政長であると言えよう。ここに伊賀仁木家と伊勢仁木家の祖である義長が結びつけられる。『系図纂要』以外の系図として『寛政重修諸家譜』の「向井」の項を確認すると、

右衛門太郎某がとき、嗣なくして家たゆ。寛永系図に、仁木三郎義任が後胤、伊勢国田丸のむかひに居住するがゆへ

伊賀仁木家の系統と系図での位置付け（今岡）

に向井と号す。其従弟のわきに居するものを脇と号すといふ。庶流向井将監政香が呈譜に、先祖仁木尾張守長宗、伊賀国向井の庄に住せしより家号とすといふ。今按ずるに、伊賀国向井の庄なし。恐らくは伊勢国度会郡の向井を誤り伝えしか。

「寛永系図」では仁木三郎義任の後胤で伊勢国田丸のむかひに住んだとし、「庶流向井将監政香が呈譜」では仁木尾張守長宗が先祖で伊賀国向井に住んだとするも伊勢国度会郡向井の間違いだらうと、向井氏の祖に関して記されている。『尊卑分脈』を確認すると、義任は義長の叔父であり、向井氏の祖を義任の後胤とするならば、『系図纂要』の「仁木右京大夫義長四世」は否定され、政長が義長の子孫である事も否定されることとなる。しかし、他史料において義任と伊勢国との関わりは確認されない。向井氏は伊勢国を本拠としているようで、その祖は伊賀国と同様に伊勢国守護を務めた伊勢仁木家の祖義長の系統とするほうが正しく思われる。また、長宗に関しては他史料で確認されない人物であり、どういう人物でどの年代に登場するのか不明である。しかし伊勢国に存在する仁木氏の人物は義長との関わりがないということは考え難く、長宗は義長の子孫である可能性もあるだろう。

以上のことから『系図纂要』の「仁木右京大夫義長四世」の

孫政長という記述を支持し、伊賀仁木政長が伊勢仁木義長の系統であるをしたい。しかし、ここには『系図纂要』の成立年代が安政年間（一八五四―一八五九）頃、江戸時代末であるという問題点が存在する。²³『寛政重修諸家譜』も寛政年間（一七八九―一八〇二）の成立で、この二つの史料に拠って、室町末期の仁木政長の系統を確定しようとするは無理がある。伊賀仁木政長が『系図纂要』の記述通り「修理大夫」となっていることは他史料で確認できないこともあり、『系図纂要』だけで、義長と政長を結びつけることはできない。

以上、伊賀国に所縁がある仁木氏の系統は伊勢仁木家であり、『系図纂要』の義長の系統とされる政長は、他史料で見られる伊賀仁木政長とすることに問題がないことを述べた。しかし、『系図纂要』の成立年代から、そのまま室町期の人物の特定に使用するのは不適切である。そこで次は『系図纂要』以外に、仁木義長と政長を結び付けられるものとして「応仁記」・「応仁別記」の土橋姓に注目し、検討を加える。

3、土橋姓と伊賀仁木家

ここでは「応仁記」と「応仁別記」に記されている「同土橋四郎政永」の「土橋」について考察を加えたい。この人物が伊

賀仁木政長であることは先述したが、同史料中のみ土橋姓を名乗っていることに注目される。この土橋姓は伊賀国阿拝郡の土橋（現三重県伊賀市土橋）を名字の地としたものと思われ、この姓を名乗る仁木は伊賀仁木家であろう。この土橋仁木が次に掲げる「荒暦」応永三年（一三九六）七月十二・十三日条にも登場する。²⁶

七月十二日卯、陰晴不定、入夜世間物念、帶甲冑、武士等東西馳走、巷説縦横、室町殿閉二釘貫、兵士等參籠、結城越後守騎馬已欲打出、但馳集勢等不_レ被_レ入二釘貫内一之間、無_二殊事_一皆帰了云々、凡不_レ知何事、諸人迷惑之体也、

十三日、戊辰、朝間天陰、伝聞、去夜物念、伊勢守護職、變事勿論也云々、所詮仁木の舎兄、他腹、元僧、還俗号二土橋一者、守護職所望之間、已被_二宛行_一了、此事結城越後守申沙汰之間、可_レ散_二彼鬱忿_一之由、舍弟仁木惣領、有_二結構_一企_二之由風聞、仍室町殿辺以外怖畏云々、不_レ穩事歟、

右の史料には土橋を名乗る「仁木の舎兄」と「舍弟仁木」が記されていることから、この土橋某も仁木氏に違はなく、後の伊賀仁木政長に繋がる人物と思われる。右に引用した史料の十二日条を見ると、武家において騒ぎがあったことしか読み取れないが、十三日条にはその原因が記されている。伊勢国守護職

に関して、異腹で元僧の「仁木之舎兄」が所望し、結城満藤の沙汰によって宛行われた。この宛行いに憤激したであろう惣領の「舎弟仁木」に何か企てがあるだろうという噂があったため、この騒ぎが起こっている。この騒動は、次に掲げる「荒曆」同年同月十七日条を見ると、

十七日、壬申、陰晴不定、仁木一今朝下_二向勢州_一、管領種々誘仰云々、仍世上静謐之由有_二其聞_一、或説諸大名管領以下悉一揆連署、十余ヶ條事載_レ之、備_二上覧_一之間、條々被_二有仰_一、仍落居云々、後聞、不_レ下_二著勢州_一、自_二路次_一没落、出家遁世云々、

舎弟仁木が出家したことで落着いたらしい。なお、この騒動の原因となった結城満藤は没落していることが「荒曆」の同年翌八月十五日条に確認できる。この騒動の仁木兄弟は仁木氏のどの人物に当たるのだろうか。兄弟で伊勢国守護職に関して争い、弟は伊勢国に下向しようとしていることから伊勢仁木家の人物だろうと思われる。

まず「舎弟仁木」を推定しよう。騒動の落着を見た応永三年七月十七日に出家しているため、その年月日以前は俗体で以後は法体の人物が存在すれば、「舎弟仁木」と言えよう。この人物は、「醍醐寺文書」明徳元年（一三九〇）十月十四日付け「足利義満御内書案」の宛先に「仁木越後守殿」と記されており、

伊賀仁木家の系統と系図での位置付け（今岡）

『吉田家日次記』応永七年（一四〇〇）三月三日条に「仁木越後守_{満長}入道」と記されている仁木満長である。騒動の年と比較して「醍醐寺文書」は六年前、「吉田家日次記」は四年後となるが、該当人物は他に存在せず、時期も近いことから、満長としても無理はないと思われる。満長を「尊父分脈」に求めると、伊勢仁木の祖仁木義長の子息である。

次に兄の土橋某の推定である。土橋某は騒動によって伊勢国守護職を得ており、応永三年七月十三日以降に伊勢国守護を有していると思われる人物が存在すればよい。この人物は次に掲げる「醍醐寺文書」応永六年四月十三日付け「幕府管領徳元_{基山}施行状案」の宛先に記されている「仁木兵部少輔殿」と記されている義員である。²⁷⁾

金剛輪院領伊勢国棚橋太神宮法楽寺并末寺等寺領之事、
任_二去年閏四月廿三日安堵_一、可_レ被_レ沙_二汰_一付三宝院門跡
雜掌_二之由_一、所_レ被_二仰下_一也、仍執達如_レ件、

応永六年四月十三日 沙_{（荒）} 弥_{（判）}

仁木兵部少輔殿

右の文書は醍醐寺の伊勢国における寺領に関するの施行状であって、施行状の宛先は当該国の守護に出されるものであるため、仁木義員が伊勢国守護であるという根拠になり得る。騒動から三年後の史料になるが、「荒曆」の伊勢守護職を得た土橋

某を義員と推定することは可能だろう。義員は『尊卑分脈』以下の諸系図に記載されていない人物だが満長の兄であるので、当然父は伊勢仁木家の祖義長ということになる。前掲「荒暦」応永三年七月十三日条に「仁木之舎兄他服元僧遺俗」と母が違う兄弟であると示されているので、父は義長で間違いはない。また、義員が『尊卑分脈』以下の諸系図に記載されていないということは、伊賀仁木家の人物が『尊卑分脈』以下の諸系図に記載されていないことと共通しているのである。

以上のことから、仁木義員が土橋仁木であり、土橋姓を名乗る伊賀仁木政長はこの系統であると言えよう。さらに、義員は父が義長であるので、義員と政長を同系統とできるならば、政長も義長の系統であることになる。このことから『系図纂要』の記述を信用し得るし、『系図纂要』を根拠としなくても、土橋姓を通じて仁木義長・義員・政長は結び付け得るものであるといえる。そして、伊賀仁木家の祖は義員に求められるものである。

ところで、土橋姓を名乗ることから居所が伊賀国土橋であると述べたが、そこは伊賀国守護所ということになるのだろうか。同国守護所に関しては、松山宏氏が土符の出土が最も多い東村（現三重県伊賀市東高倉）とされている。⁽²⁸⁾ 稲本紀昭氏は、『三重の中世城館』の上野市三田字安福寺（現三重県伊賀市三

田）であるという説、「伊水温故」・「伊乱記」の上野城西之丸西端（現三重県伊賀市小田町）の説、松山宏氏の説等を受けつつ、文献史料として「享祿天文之記」を挙げて、仁木氏の居館は「むしろ、土橋にあったと考えられないであろうか」と推定されている。⁽²⁹⁾ 『伊賀市史』では三田説を支持しつつ、東高倉を次の候補地としている。⁽³⁰⁾

まず三田説であるが、本稿冒頭に掲げた『三國地誌』によれば仁木義視の館があり、『三重の中世城館』や『伊賀市史』も支持している。松山氏によると、三田は東高倉に次いで土符の出土が多い地所である。

次に小田町説である。小田町説の根拠としている「伊水温故」と「伊乱記」は江戸時代の菊岡如幻の作で、室町期の仁木氏の居所の根拠としては弱いものがある。⁽³¹⁾ これは稲本氏が述べられている通り、本稿冒頭で掲げた「兼右卿記」永祿十一年（一五六八）三月十七日条の仁木長政が構えた「新城」とするのがいだろうか。

次に松山氏の東村説についてだが、年号が明らかに becoming 土符で最も古いものが応永三十年（一四三三）で、⁽³²⁾ 土橋姓の初出は前掲の「荒暦」応永三年七月十三日条であり、少なくともこの間は土橋に居を構えていたと思われる。

最後に土橋説である。稲本氏の挙げた「享祿天文之記」は永

禄八年（一五六五）七月二十八日条であるが、応永三年から永禄八年まで土橋が守護所であるならば、土符の出土状況を一切無視することとなり、説明がつかない。

伊賀国守護所はこのように諸説あるが、何れもその場所を確定するに至るものではない。ここは稲本氏の述べられている通り、一ヶ所に限定する必要はあるまい。仁木氏の居館は複数存在する、もしくは時代を経るごとに変遷していくと考えるのがよいであろう。⁽³³⁾

以上、仁木氏の居館があったと思われる伊賀国土橋を姓として名乗る仁木が伊賀仁木家であり、その祖は義員であると推定した。伊賀仁木家の源流は頼夏や丹波仁木家の義尹ではなく、伊勢仁木家の義長に求められる。

おわりに

以下、本稿で検討した内容を確認する。1では稲本氏による伊賀仁木家頼夏・義尹系統説を否定した。とりわけ、頼夏は細川和氏の実子で仁木頼章の猶子に過ぎず、また官途の世襲に関して検討した上でも、頼夏・義尹系統説は否定し得るものであると思われる。2では伊賀国に所縁を持つのは伊勢仁木家の義長であり、『系図纂要』を参照して、伊賀仁木政長が義長の子

伊賀仁木家の系統と系図での位置付け（今岡）

孫であることを指摘した。3では『系図纂要』以外に義長と伊賀仁木家を繋げ得るものとして土橋姓を挙げ、伊賀仁木家が義長・義員・政長という系統であることを検討した。これらの検討により、伊賀仁木家は丹波仁木家系統ではなく伊勢仁木家系統であると言えよう。

注

(1) 本稿における「尊卑分脈」以下の系図とは『系図纂要』『寛政重修諸家譜』や、『群書類従』五輯の系譜部や『続群書類従』五輯上下・六輯上下・七輯上下の系図部に所収されている系図を指す。

(2) 松山宏氏『日本中世都市の研究』（大学堂書店、一九七三年）第二編第二章「伊賀における守護所の自立」・第五章「土符についての二・三の考察——守護館をめぐる——」

(3) 吉井功児氏「伊賀守護仁木氏のこと——十五世紀以降の展望への試み——」（『戦国史研究』十二号、戦国史研究会、一九八六年）

(4) 稲本紀昭氏「伊賀国守護と仁木氏（附録、伊賀国守護并仁木氏関係史料）」（『三重大学教育学部研究紀要人文・社会科学』第三十八巻、一九八七年）

(5) 『尊卑分脈』 仁木頼夏の項を参照。

(6) 『尊卑分脈』では仁木頼夏の子孫は義尹以外全く記されず、義尹は頼章の子息の位置に記されて頼夏と並列に記され、義尹の子孫が列記されている。さらには「系図纂要」の「義尹」の項には「祖父為_レ子」と記されている。

(7) 『愚管記』延文五年（一二六〇）七月十八日条。

(8) 『愚管記』同日条には「仁木中務少輔、故仁木左京大夫猶子、実清氏朝臣曾弟、」

と記されていることから、仁木頼章の猶子で実兄は細川清氏であり、実父が細川和氏であることは間違いないだろう。頼夏は史料内の細川頼和とも実の兄弟となる。

(9) 『太平記』「清氏叛逆事付相模守子息元服事」にて、細川清氏に同調する「仁木中務少輔」頼夏が確認できる。

(10) 『松尾神社文書』は『大日本史料』六編之二十三所収のものを用いる。

(11) 「猶子」の意味を取ると、「兄弟、親戚、また、他人の子を自分の子としたもの。相続を目的としないで、仮に結ぶ親子関係の子の称。厳密には、養子と区別される」（『日本国語大辞典』第十九卷〈小学館、一九七六年〉から引用）である。現に丹波仁木家は頼章の子となる義尹が相続しているので、頼夏の子息が仁木氏内で義尹以外に残ることはなかったのだろう。頼夏の系統が系図に載

ることがないのも、この事情に拠るものか。

(12) 仁木満将の官途に関して『尊卑分脈』は「右馬助」、「系図纂要」は「越後守」と相違が見られるが、後者は江戸時代末期に成立した系図なので、『尊卑分脈』の記述を支持する。

(13) 二木謙一氏『中世武家儀礼の研究』（吉川弘文館、一九八五年）第三編第四章第二節「階層の秩序の形成と官途推挙」

(14) 『後鑑』同日条の「花營三代記」

(15) 『園太暦』観応二年（一二五一）七月二十九日条、『太平記』「直義追罰官旨御使事付鴨社鳴動事」

(16) 『東寺文書』文和二年（一二五三）十二月二十二日付け「引付頭人大高重成奉書案」

(17) 『太平記』「仁木京兆降参事」に再び北朝に戻る義長に関して「此人元来忠功異_二于他_一、今又降参セバ、伊賀・伊勢两国毛静ルベシ」と記されている。

(18) 史料中の「仁木左京大夫入道」に関して、「史料纂集」は義尹と推定しているが、義尹が出家している確実な史料は『東寺文書』応安三年（一二七〇）九月三日付け「室町幕府引付当人奉書案」に「沙弥」と記されていることで確認でき、『師守記』の貞治六年（一二六七）五月

- 二十七日条とは三年の開きがある。また、『東寺文書』応安四年四月三日条の「室町幕府引付当人奉書案」の表書には「仁木兵部少輔入道 沙弥道持」、注14の「花營三代記」には「仁木兵部大輔入道」と記されており、左京大夫に任官していたことが管見に触れるのは『尊卑分脈』や『河野家之譜』（『大日本史料』六編之二十九）だけである。『師守記』同年八月二十七日条に「仁木右京大夫入道」義長が見え、貞治六年（一一三六）五月二十七日に確實に出家しているのは義長である。さらに、伊賀国との関連は義長に深く、丹波仁木家には見受けられない。「左」と「右」の書き間違い、もしくは、くずし字の読み間違いとして、本稿では『師守記』の「仁木左京大夫入道」を義長として扱う。
- (19) 本稿末に図1として仁木系図を作図してあるので、適宜参照していただきたい。
- (20) 「応仁記」・「応仁別記」は『群書類従』第二十輯合戦部所収。
- (21) 注4 稲本紀昭氏の論文を参照のこと。
- (22) 「応仁記」・「応仁別記」では「政永」とあるように「永」の字であるが、他史料では「政長」とあるように「長」の字が使用されている。本文の通り「政永」と「政長」の字が使用されている。本文の通り「政永」と「政長」
- 伊賀仁木家の系統と系図での位置付け（今岡）
- (23) 『国史大辞典』五卷（国史大辞典編集委員会、一九八五年）「系図纂要」（飯田瑞穂氏）の項。
- (24) 『国史大辞典』三卷（国史大辞典編集委員会、一九八三年）「寛政重修諸家譜」（山本武夫氏）の項。
- (25) 「三重県の地名」（『日本歴史地名大系』第二十四巻、平凡社、一九八三年）の「上野市土橋村」の項参照。なお、土橋仁木が丹波仁木家・伊勢仁木家である可能性も考え、『三重県の地名』・『京都府の地名』（『日本歴史地名大系』第二十六巻、平凡社、一九八一年）で伊勢国・丹波国の地名を探ったが、「土橋」なる地名は存在しない。
- (26) 「荒歴」は『大日本史料』七編之二所収のものを用いる。仁木義員は応永七年（一四〇〇）には和泉国守護となっていることが「前田家所蔵文書」（『大日本史料』七編之四）応永七年三月二十一日付け「畠山基国施行状」から確認される。義員は「前田家所蔵文書」（『大日本史料』七編之六）応永十年八月二十七日付け「畠山基国施行状」以降、史料上から姿を消している。
- (28) 注2 松山宏氏の論文を参照のこと。

